

## 【参考資料】

定期検査の対象であるが、検査を免除される計量器

(ア)適正計量管理事業所(別紙1)で使用している計量器

(イ)定期検査に代わり計量士による代検査(法第25条)を受検し、県に届出を提出する計量器

(ウ)定期検査済シールに表示された年月の翌月から起算して1年を経過していない計量器

(エ)製造された年月の翌月から起算して1年を経過していない計量器具体例

検査実施年月

令和7年6月

免除対象計量器の製造期間

2024年6月から2025年6月

### ○定期検査の対象となる主な計量器

○商店・露店・行商などで商品の売買に使用するはかり

○病院・薬局等で使用している調剤用のはかり

○病院・学校・保育園・老人保健施設等で使用している身体検査用はかり

○運送業者等が貨物の運賃算出等に使用するはかり

○農業・漁業等に従事している者が農産物・水産物等の売買・出荷のために使用するはかり

○工場・事業場などで、材料の購入・製品の販売・出荷に使用するはかり

○検察庁や鑑識等で証明記載のための計量に使用するはかり

○カレー、ステーキハウス等において、ご飯や肉などを重さにより販売する目的で使用するはかり

### ○定期検査の対象とならない主な計量器

○家庭用はかり(キッチンスケール・ヘルスマーター等)

○公衆浴場等に備えられている自己の健康管理用に使用されているはかり

○給食センター・食品加工場・飲食店等で調配合に使用するはかり

○郵便物の試しはかりとして使用するはかり

○農家で肥料の配合・生産物の自己管理用として使用するはかり

○事業場等で製造工程中に使用するはかり

検査に対するご不明な点は(検査の有無、廃棄、廃業など)

○福井県計量検定所

0776-21-8218 にご確認ください